

令和 8 年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託
業者選定に係る企画提案競技(公募型プロポーザル方式)実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、市が「八代産品認知度向上・魅力発信業務」を委託するにあたり、企画提案競技(公募型プロポーザル方式)により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託概要

- (1)委託業務名 令和 8 年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託
- (2)委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで
- (3)業務内容 別紙1「令和 8 年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託基本仕様書」のとおり
- (4)見積限度額 1,795,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5)契約約款 八代市標準業務委託契約約款のとおり
- (6)契約保証金 免除する

3. スケジュール

※令和8年6月3日(水)HP 掲載

内 容	日 程
質問書の受付期限	令和8年6月8日(月)正午必着
質問書への回答	令和8年6月11日(木)午後5時までに回答
参加申請書・企画提案書等の提出期限	令和8年6月16日(火)午後5時必着
プレゼンテーション実施日	令和8年6月22日(月)予定
受託候補者の公表、結果通知	令和8年6月下旬予定
契約協議及び契約締結	候補者決定後、速やかに実施

4. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第 1 項各号に該当しない者。
- (2)令和8・9年度八代市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者は、八代市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (3)八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成 20 年八代市告示第 103 号)第3条の規定に該当しない者。
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

5. 質問受付方法等

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第5号)を提出すること。

- (1)提出期限 令和8年6月8日(月) 正午必着
- (2)提出方法 質問書を八代市フードバレー推進課宛てにメールにて提出すること。
- (3)アドレス food@city.yatsushiro.lg.jp
※必ず電話で到着確認をすること。(TEL:0965-33-8780)
- (4)回答方法 期日:令和8年6月11日(木)午後5時までに回答
方法:ホームページ上で公開する。

6. 参加申請書・企画提案書等の提出

(1)提出書類

【原本1部提出】

- ① 参加申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(別紙2)

【各7部提出】

- ③ 業務・活動実績調書(様式第2号)
- ④ 業務実施体制調書(様式第3号)
- ⑤ 業務実施体制図(任意様式)
- ⑥ 配置予定調書(様式第4号)

【原本1部・写し6部提出】※写し6部は社名を伏せたものを準備すること。

⑦ 企画提案書(任意様式)

・提案1 巡回型フェアの実施

- ① 晚白柚といずみ抹茶をテーマにしたフェア開催とスタンプラリーの実施
- ② 「ちくワンドッグ」の認知度向上のためのスタンプラリーの実施

・提案2 フードバレーやつしろをテーマにした食のイベントの実施

・提案3 マスメディア・SNS 等を活用したフードバレーやつしろの PR 戦略

・提案4 事業計画及びスケジュール

・提案5 追加提案

※提案1～4については必須事項とし、別紙1「令和8年度八代産品認知度向上・魅力発信業務委託基本仕様書」に準ずること。

⑧ 見積書(任意様式)

・見積限度額内での提案を行うこと。

・金額については、消費税を除いた価格、税込み価格(総額)をともに記載すること。

※提案者が八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

【写し1部提出】

- ⑨ 提案日から3ヶ月以内に発行された登記事項証明書又は身分証明書及び印鑑証明書
- ⑩ 直近の財務諸表等
- ⑪ 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等

- (2)提出期限 令和8年6月16日(火)午後5時必着
- (3)提出方法 持参(平日の午前8時30分から午後5時まで)又は郵送
※郵送の場合は、配達証明を使用し、提出期限までに必着であること。
- (4)提出先 〒866-8601 八代市松江城町1番 25号 4階
八代市農林水産部 フードバレー推進課
- (5)書類作成にあたっての留意事項
・提出する書類の規格はA4版片とし・片面印刷とし、縦、横は問わない。

7. 契約候補者の選定等

市職員で構成する選定委員会を設置し、各提案について審査を行う。

- (1)審査実施日:令和8年6月22日(月)午前10時00分～

実施場所:八代市役所本庁舎3階304会議室

- ① 発表時間:35分程度
(20分以内のプレゼンテーションの後、選定委員による15分以内の質疑とする。)
- ② プレゼンテーションを行う者:本業務に携わる管理責任者を含め2名以内とする。
(プレゼンテーションに係る作業員が更に必要な場合は若干名の同席を認める。)

- (2)審査項目

審査項目	評価点数
1 業務・活動実績	20
2 業務実施体制	15
3 管理責任者	5
4 企画提案書に対する評価	60
合計点数	100

- (3)審査方法

- ① 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。
- ② 審査項目毎の評価基準については別紙3のとおりとする。
- ③ 審査項目1～3については事務局が評価点数を算出し、審査項目4については選定委員会が評価点数を算出する。

- (4)契約候補者の選定

審査の結果、総合点数(各審査員の合計点数の総計)の最も高い提案者(以下「最高得点提案者」という。)を契約候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

なお、総合点数の平均が6割に満たない場合には、契約候補者を改めて選定する。

8. 審査結果

審査結果は市ホームページによる公表及び文書にて通知する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4)審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5)前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

10. その他留意事項

- (1)提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。また、業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者や担当者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の職位・経験保有者であると認めた者に限り、変更することができる。
- (3)提出された書類は返却しない。(本市において書類は適正に処理し、2次使用は行わない)。
- (4)市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

11. 問合せ先

八代市農林水産部 フードバレー推進課(担当:中野・窪田)

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番 25号

TEL:0965-33-8780(課直通) アドレス:food@city.yatsushiro.lg.jp